医薬品、 医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)

(傍線の部分は改正部分)

0

医薬品、

第十一章 監督(第二百四十四条—第二百四十九条) 第十章 生物由来製品の特例(第二百二十九条—第二百四十三条第九章 医薬品等の安全対策(第二百二十八条の十一—第二百二				
医薬品等の反合対等(第二百二十八条の十)医薬品等の広告(第二百二十八条の十)医薬品等の取扱い(第二百四条―第二百二十八条の医薬品等の検定(第百九十七条―第二百三条)三十八条―第百九十六条の十三)	等 第 第 第			
第五章 医薬品、医療機器及び再生医療等製品の販売業等(第百第二章 医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業及び製造業等第二章 医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業及び製造業等第二章 医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業及び製造業等第二章 医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業及び製造業等第四章 再生医療等製品の製造販売業及び製造業等第四章 再生医療等製品の製造販売業及び製造業等第四章 再生医療等製品の製造販売業及び製造業等第四章 再生医療等製品の製造販売業及び製造業等第四章 再生医療等製品の製造販売業及び製造業(第一章 薬局(第一条—第十八条)	第 第 第 第 次 第 第 次 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第			
現		案	正	改

指定薬物の取扱い 九条の八 (第二百四十九条の二― 第二百四 -

(指定薬物等である疑いがある物品の検査)

第一 一百四十九条の二 法第七十六条の六第一項の規定による命令は 次に掲げる事項を記載した検査命令書により行うものとする。 名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。 検査を受けるべき者の氏名及び住所(法人にあつては、その 次条第一号、

(略)

第二百四十九条の四第

一号及び第二百四十九条の五において同

<u>一</u> 5 五

2

3

(略)

第十二章 九条の六) 指定薬物の取扱い (第二百四十九条の二―第二百四十

第十三章 希少疾病用医薬品、 用再生医療等製品の指定等 指定等(第二百五十条―第二百五希少疾病用医療機器及び希少疾病

第十四章 雑則(第二百五十三条—第二百八十八条)

十二条)

附則

第十二章 指定薬物の取扱い

第一 一百四十九条の二 法第七十六条の六第一項の規定による命令は 名称、 次に掲げる事項を記載した検査命令書により行うものとする。 指定薬物である疑いがある物品 検査を受けるべき者の氏名及び住所(法人にあつては、その 主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 〒の検査)

検査を受けるべき物品の名称及び形状

次項の検査の申請書の提出先 検査を受けるべきことを命ずる理由

五四 次項の検査の申請書の提出期限

2 は、 書を提出しなければならない。 知事又は厚生労働大臣若しくは都道府県知事の指定する者に申請 法第七十六条の六第一項の規定により検査を受けようとする者 次条で定めるところにより、厚生労働大臣若しくは都道府県

3 検査命令書に記載されたところに従い、 都道府県知事の指定する者は、前項の申請書を受理したときは、 厚生労働大臣若しくは都道府県知事又は厚生労働大臣若しくは 試験品を採取し、検査を

(検査の申請)

とする。
に掲げる事項を記載した申請書を提出することによつて行うもの第二百四十九条の三 法第七十六条の六第一項の検査の申請は、次

一 申請者の氏名及び住所

二 (略)

2 (略)

(検査中の製造等の制限)

で陳列し、又は広告すること(以下この条及び次条において「一製造し、輸入し、販売し、授与し、販売若しくは授与の目的、次に掲げる事項を記載した禁止命令書により行うものとする。二百四十九条の四 法第七十六条の六第二項の規定による命令は

一 製造等を禁止する物品の名称及び形状

製造等」という。)を禁止される者の氏名及び住所

二 製造等を禁止する理由

への報告事項)
(法第七十六条の六第二項の規定による命令に係る厚生労働大臣

る者の氏名及び住所とする。
省令で定める事項は、同条第二項の規定により製造等を禁止され第二百四十九条の五 法第七十六条の六第三項に規定する厚生労働

行うものとする。

(検査の申請)

とする。
に掲げる事項を記載した申請書を提出することによつて行うもの第二百四十九条の三 法第七十六条の六第一項の検査の申請は、次

事務所の所在地及び代表者の氏名)
ー 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、主たる

二 物品の名称及び形状

2

ればならない。 前項の申請書には、前条第一項の検査命令書の写しを添えなけ

(検査中の製造等の禁止)

、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
・次に掲げる事項を記載した禁止命令書により行うものとする。
・次に掲げる事項を記載した禁止命令書により行うものとする。
第二百四十九条の四 法第七十六条の六第二項の規定による命令は

二 製造等を禁止する物品の名称及び形状

三 製造等を禁止する理由

(新設)

禁止の解除の方法) (指定薬物等である疑いがある物品の製造等の広域的な禁止及び

第一 に係る物品の名称、 一百四十九条の六 項の規定による禁止又は同条第二 形状、 法第七十六条の六 包装について行うものとする。 一項の規定による禁止 *の* 第三 項 0 告示 は 0 解 同 除 条

14日)

必要な報告を求めるときは、その理由を通知するものとする。売し、授与し、貯蔵し、陳列し、若しくは広告した者に対して、い物である疑いがある物品を貯蔵し、陳列し、若しくは広告してい物である疑いがある物品を貯蔵し、陳列し、若しくは広告してい物である疑いがある物品を貯蔵し、陳列し、若しくは広告していね。 大条の八第一項の規定により、指定薬物若しくはその疑いがある、活百四十九条の七 厚生労働大臣又は都道府県知事は、法第七十

(収去証)

ったゝ。 その相手方に、様式第百六の二による収去証を交付しなければな然性が高い物である疑いがある物品を収去しようとするときは、然性が高い物である疑いがある物品又は指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋の疑いがある物品又は指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋員は、法第七十六条の八第一項の規定により指定薬物若しくは麻薬取締 二百四十九条の八 薬事監視員又は麻薬取締官若しくは麻薬取締

、権限の委任)

に委任する。ただし、厚生労働大臣が第八号から第二十二号までの規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長開二百八十一条(法第八十一条の四第一項及び令第八十二条第一項

(新設)

報告)

求めるときは、その理由を通知するものとする。
、授与し、貯蔵し、若しくは陳列している者又は製造し、輸入し、販売した条の八第一項の規定により、指定薬物又はその疑いがある物品第二百四十九条の五 厚生労働大臣又は都道府県知事は、法第七十

収去証)

式第百六の二による収去証を交付しなければならない。の疑いがある物品を収去しようとするときは、その相手方に、様員は、法第七十六条の八第一項の規定により指定薬物若しくはそ第二百四十九条の六。薬事監視員又は麻薬取締官若しくは麻薬取締

(権限の委任)

に委任する。ただし、厚生労働大臣が第八号から第二十号までにの規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長第二百八十一条 法第八十一条の四第一項及び令第八十二条第一項

に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

(略)

十二~十七 (略) 十二~十七 は第七十二条の五に規定する権限

法第七十六条の六第一項及び第二項に規定する権限

法第七十六条の七の二に規定する権限 (略)

(略)

(略)

2

掲げる権限を自ら行うことを妨げない。 (略)

<u>\</u>

(新設)

十一~十六 (略)

法第七十六条の六に規定する権限

(略)

十九~二十八

2 する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。 五十七、第百三十七条の五十六及び第百三十七条の五十七に規定第九十四条、第九十五条、第百十四条の五十六、第百十四条の 第九十四条、第九十五条、